

「こども家庭庁」創設の報道を機に考える、子どもの権利。 一人ひとりの子どもが聴かれ子どもが一人で悩まない日本に



<提言者> 甲斐田 万智子 (文京学院大学 外国語学部 教授)

開発途上国における子ども支援 児童労働、子どもの人身売買・性的搾取、子どもに対する暴力、ライツ・ベース・アプローチ(人権アプローチ)、NPO・NGO組織運営などについて研究。
認定NPO法人国際子ども権利センター(シーライツ)代表理事。日本ユニセフ協会勤務後、ブータン、インドに滞在し、後にシーライツに入職。カンボジアで児童労働・人身売買防止事業に従事。編著『世界中の子どもの権利をまもる30の方法:だれひとり置き去りにしない!』(合同出版、2019年)、共編著『小さな民のグローバル学:共生の思想と実践をもとめて』(ぎょうせい、2016年)、共著『児童労働撤廃に向けて:今、私たちにできること』(アジア経済研究所、2013年)など。

◆子どもの権利条約とは

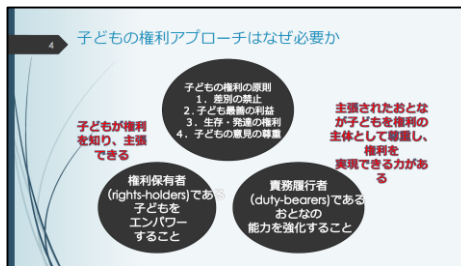
「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、子どもが幸せな生活を送れるようにするために、それぞれの国で守るべきことをまとめたもので、国連で1989年11月20日に採択され196カ国が批准しています。条約には、子どもたちが当たり前のこととして持つことのできる「権利」が定められています。条約を守る約束をした締約国は、この権利を守っていく義務があります。日本も、1994年にこの条約に批准していますので、日本で暮らすすべての子どものために、条約に書かれている権利を守っていかなくてはならないのです。ここでいう「子ども」とは、国籍に関わらず(国籍のない子どもも含め)18歳になっていないすべての人をさします。ですが、今、日本の子どもたちの環境はどうでしょうか。小中高生の高い自死率から読み取れる子どもたちにとって生きづらい社会、いじめや不登校、性的虐待、親・教師による暴力(言葉による暴力も含む)、国際的に人身売買とみなされる「JKビジネス」の横行、また、子どもを性的対象にした広告やコンテンツなどの多さは、批准している国と言えるものでしょうか。

◆なぜ、こうした問題が起きるのか

目を伏せたくない現状が子どもを取り巻くその理由の一つに、日本の社会が子どもの権利に立脚していないことが挙げられます。子どもにとって何が最善なのかは、当事者である子どもに聞かなければ分からないことも多いのですが、こうした取り組みはほとんど行われていません。これは、子どもの意見表明の力を政府や政策決定者が信じていなかったり、「子どもに権利を教えたらわがままになる」という誤った認識が連綿と続いていることが大きな要因となっています。さらには、日本が子どもにとっての最善を考え

るよりも、子どもが「いかに社会に順応できるようにするか」「いかに自己を抑えつつ、調和や秩序を保てる人間になれるか」に重きを置く社会となっているとも言えるでしょう。

その結果、批准以降も子どもの声がないがしろにされ、その結果、子どもの自己肯定感が低いままとなっています。



経済人コー円卓会議日本委員会SHEプログラムにおける甲斐田教授のプレゼン資料

◆切に望まれているのは、子どもの権利に基づいた省庁の創設

2022年2月25日、政府は「こども家庭庁」の設置法案を閣議決定し、それによると2023年の早い段階で「こども家庭庁」を発足させるとしています。それに合わせて、子ども基本法を定める動きも出ています。その法律が子どもの権利に基づいたものになることが非常に重要になってきます。

「こども家庭庁」創設の背景には少子化対策がありましたが、これは“大人の課題”です。親をサポートするという視点も大事ですが、「これだけ苦しんでいるのに聞いてもらえていない」という子どもの目線に立ち、子どもの声をしっかり聴かれるようにする事が望まれています。

そのためにも、まず子どもが子どもであるうちに自分の権利についてしっかり学べるのが大事です。そのような苦しい状況が権利侵害であり、声を上げていいと学べるようになるからです。そのためには、子どもの権利について教えられ

るように教員を研修したり、教職課程で学生が子どもの権利の教育法について学べるようにすることが非常に重要です。

そして、子どもにかかわる立法や政策に当事者である子どもの意見が反映される仕組みづくり、子どもに関するデータの一元的な集約、子どもにどのような影響が起きているのかを評価する機能、国連からは是正勧告を受けている「子どもの権利条約」の実施状況に対するフォローアップは、「こども家庭庁」の命題と言えるでしょう。

一方で省庁新設には良い兆しがみられています。「こども家庭庁」検討にあたり、内閣官房のチームによって、子どもの声を聴く会議の場が設けられました。参加した官僚からは「子どもってこんなにしっかりとした意見を持っているんだ」という声が聞こえてきたほか、この様子が有識者会議でも共有されました。こうした、子どもの声を大切にしようという機運を高めていくためにも、私たち市民や研究者が声を上げ続ける必要を感じています。

なお、私が共同代表を務める「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン実行委員会」では、子どもの権利が守られる社会に向け、3つの「新しい仕組みづくり」と4つの「大切だと思うこと」を国や自治体に対し、提言しています。*1



子どもの声を聴く議員と甲斐田教授(中央奥)



<新しい仕組みづくり>

(1) 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「子ども基本法」をつくる

(2) 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見て進める役割ができる国の機関をつくる

(3) 子どもの権利が守られているかを確認する仕組みをつくる

<大切だと思うこと>

A. 「子どもの権利条約」を日本中にひろめる

B. 子どもの声をきき、子どもと共に行動する

C. だれひとり、子どもを取り残さない

D. 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

これらを実現していくうえで、子どもがあらゆる教育のなかで権利について教わることのできるシステムの構築や子どもの権利を教えられる人材を育成する予算の確保、子どもの権利教育カリキュラムの拡充、子どもの声を傾聴する専門組織“こどもコミッショナー”の設置も大切です。そして、外国ルーツの子ども、難民の子ども、無国籍の子ども、LGBTQ+ (性的マイノリティ) の子どもにもしっかり焦点をあて、SDGsの原則である「誰一人取り残さない」を確実にすることもまた欠かせません。

◆ 各国の事例とグローバルスタンダード

本来、子どもの権利は、先に記述したように、国連が1989年に定めた「子どもの権利条約」のもと実現することが求められています。日本も1994年、世界で158番目という遅さながら批准しており、これを機会に法律を変えていく必要がありました。なかなか進まなかったという実情があります。たとえば、スウェーデンでは1970年代に体罰禁止法ができましたが、日本では船戸結愛ちゃん、栗原心愛ちゃんなどの事件を発端に2020年になって、ようやく法律に体罰を禁止する規定が入れられました。しかしながら、「3回言って聞かなければしつけと

称して叩いてもよい」と考える大人は依然として多く、体罰を容認する国民意識は根強く残っています。司法においても、日本では少年犯罪は厳罰化の方向にあり、「18歳未満の子どもは、失敗しても学ぶことができる」と考えるグローバルスタンダードから逸脱しています。このほか、理不尽な校則の代表として挙げられる下着の色指定や検査行為は教員による性的虐待とも考えられ、地毛証明に見られるような茶髪を非行の象徴とみなすことも子どもの権利侵害として、国際的な批判の対象となるものです。こうした不条理に対し、なぜ日本の子どもや若者は声を上げられないのでしょうか。まず、大人がその声を聞こうとしないことが挙げられますが、さらに「自分が声をあげることで社会を変えることができる」という体験機会を与えられてこなかったことが大きいと考えます。他方、フランスでは子ども議会が毎年開催されており、子どもたちによって議論された法案が、実際に法制化された事例も生まれています。また、ドイツ・ミュンヘンでは街づくり

に子どもが参画する仕組みが取り入れられています。ベルギーやルクセンブルク、スロベニア等、政府が子どもや若者に関する意思決定を行う場合には、当事者と協議しなければならないと法律で定められている国もあります。子どもの時のこれらの経験が、大人になって参政権を得たとき、主権者として積極的な行動をとるようになることは想像に易いでしょう。こうした事例は先進国だけに見られるものではありません。インドネシアには、「女性のエンパワーメントと子ども保護省」があり、子どもの声を聞くシステムが構築されています。子どもにやさしいまちづくりも全国的に進められており、多くのまちが認定を受けています。新しく作った憲法に子どもの権利を取り入れたのがネパールです。もともとのシステムが憲法によって、より強化された格好です。また、ネパールでは子どものための施策に自治体予算の10~15%を投入することが決められています。

ひるがえって、日本の子どもが置かれた状況はどうでしょうか。これを不公平なこととして、子どもたち、そしてこの状況に対する責任を担う私たち大人が言い続けることが大切です。日本各地で子どもたちがまちづくりに対する意見を出し、それが反映され、地域がよりよくなれば、

自分の持つ1票が自分たちの社会をつくるうえで大きな役割を持つことに気づくことができます。「子どもや若者の施策にもっとお金をかけてほしい」という声にもつながることでしょう。

「日本には独自の文化がある」と言う人もいますが、人権基準はユニバーサルかつ普遍的な概念です。「子ども・若者に何が分かるんだ?」という意識を「若者の声を聞くことが、いまの社会を変える原動力になる」という考えに変わることが大切です。

◆ 子どもの権利を守ろう。 私たちにできること

子どもの権利を守るために、私たち市民ができること。それは、地域のあらゆるところで「子どもの最善の利益にかなっているか」「子どもの声を聞いているか」「何が子どもを苦しめているのか」そして、「一人で苦しんでる子どもはいないか」を問い続けることです。不登校の子どもがいるなら、その子に合った学びの場所をつくり、どうすれば社会で受け入れられ、その子なりの成長をサポートできるのかを考える姿勢が求められています。一方、企業においては、子どもの権利とビジネスの原則に基づいて、広告制作なら「子どもの権利を侵害するメッセージを発信していないか」、食品メーカーなら「子どもに有害な原料を使っていないか」の視点のもと、事業を行うことが大事です。子どもの権利について活動するグループは全国にあります。私が代表理事を務める「国際子ども権利センター」や「広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン」でもウェブサイトを通じた情報発信を行っています。活動目的や内容に共感を持てるのなら賛同人となって一緒に国に働きかけることもできるでしょう。

◆ 「こどもの声」が尊重される社会に

自分が大切にされていると思えば、人を大切に思える——。これは、人間として当たり前の感情です。ありのままの自分が尊重される社会が実現すれば、子どもたちは今よりもっと幸せになります。権利を知れば、苦しさを訴えることができます。自分のつらさ苦しさを話せる仲間の存在にも気づけ、孤立化も防げます。

「こども家庭庁」創設を機に「子どもの声を聴く」ということが当たり前になる日本になってほしいと思います。

【出典】*1 広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン実行委員会 2021年11月20日開示「今こそ「子どもに関する基本法」の制定を!」政策提言より

<文京学院大学について>

1924年、創立者島田依史子が島田裁縫伝習所を文京区に開設。建学の精神「自立と共生」のもと、先進的な教育環境を整備し、現在は、東京都文京区、埼玉県ふじみ野市にキャンパスを置いています。外国語学部、経営学部、人間学部、保健医療技術学部、大学院に約5,000人の学生が在籍する総合大学です。学問に加え、留学や資格取得、インターンシップなど学生の社会人基礎力を高める多彩な教育を地域と連携しながら実践しています。本レターでは文京学院大学で進む最先端の研究から、社会に還元すべき情報を「文京学院大学オピニオン」として提言します。

<文京学院大学 過去のオピニオンレター> <https://www.u-bunkyo.ac.jp/about/page/post-7.html>